## 中国特許侵害訴訟における 機能的クレームの権利範囲解釈

## ~構造と機能の双方を記載したクレームの解釈~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第85回)

厦門ルーカス自動車付属品有限公司、厦門富可自動車付属品有限公司 上訴人(原審被告)

> Valeo洗浄システム公司 被上訴人(原審原告)

> > 河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概 要

中国においては、請求項の記載が機能的・作用的である場合、米国と同様に明細書及び図面に 記載された当該機能に対応する実施形態及びその均等物に権利範囲が限定解釈される。司法解釈 [2009] 第21条第4条は以下のとおり規定している。

## 司法解釈 [2009] 第21条第4条

請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

しかしながら、どのような記載であれば「機能的」と認定され、権利範囲が限定解釈されるのかが問題となる。

本事件では、請求項の記載が構造的でもあり、かつ、機能的でもあった。最高人民法院は、機能的な記載をも有するものの、請求項の構造的記載から具体的な構造を特定できることから、当該記載は司法解釈に規定する機能的記載には該当しないと判断した<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 最高人民法院2019年3月27日判決 (2019) 最高法知民終2号